

＜景観形成の目標＞

広域交通の利便性を活かした地域の活性化に繋がる産業・技術の拠点機能と茶畑・サツキ畑などの豊かな自然が融合して育まれる新たな工業団地として、周辺の自然的景観と既存集落の景観との調和に配慮しつつ、魅力ある都市環境の形成を図り、鈴鹿らしさを感じられる景観形成を進めることを目標とします。

＜景観形成の方針＞

（１）土地利用

・工場、物流倉庫、作業所等の工業の利便性を増進するための土地利用を基本とし、適切な都市基盤施設の配置や緩衝緑地を設け、周辺の自然的景観と調和した工業地景観を形成します。

（２）地区施設の景観形成

・道路、調整池等の公共施設は、景観上重要な要素であることから、工業団地としての機能を確保しつつ、周辺の自然環境と調和のとれた整備を図ります。

・主要道路については、歩車分離等の整備を図り、安全で、ゆとりのある空間を演出します。

（３）建築物の景観形成

・地区の目標に相応しい建築物の形態、意匠、壁面の色彩等へ適切な誘導を図り、質の高い工業地景観の形成を図ります。

・建築物の高さの設定に当たっては、後背の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないようにしつつ、隣接する既存工業団地に配慮し、スカイライン等を整えるように促進します。

（４）緑化に関する景観形成

・敷地の緩衝緑地については、周辺の自然的景観との調和に配慮し、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、建築敷地の道路境界沿いについては、高木と生垣等による緑化を促進します。

（５）広告物に関する景観形成

・屋外広告物は、地区の目標に沿った工業地景観を損ねない種類、大きさ、配置とします。

注) ：「鈴鹿市地区計画の区域内における景観協議の実施に関する要綱」に基づき「景観協議書」を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

「解説ページ」は、「鈴鹿市景観設計の手引き」のページ数に対応していますので、景観形成基準の詳細な内容についてはご覧ください。

| | 景観設計の手引き | | 地区別景観づくり計画（深溝地区） | 評価 | 配慮又は工夫の内容 | 適否 | 解説 ページ |
|----------------|----------|---|---|--|-----------|----|-----------|
| | 景観上の配慮事項 | 具体的な配慮の内容 | 景観形成基準 | | | | |
| ア 配置・ 規模 | a) | 山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。 | ●周辺の高さとの調和 ○広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。 | □建築物の高さは、後背の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないようにしつつ、隣接する既存工業団地の建築物から著しく突出しないものとする。 | | | P. 12 |
| | b) | 周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。 | ●壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。 | □大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。 | | | P. 14 |
| | | | ●建築物の分節化による規模の緩和 ○同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。 | □建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。 | | | P. 15 |

| | 景観設計の手引き | 地区別景観づくり計画（深溝地区） | 評価 | 配慮又は工夫の内容 | 適否 | 解説 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|--|---|-----------|---------|-------|---|--------|----------------|-------------|--------|---------------------------------|-------|--|--------|---------|-------------|------|--------|-------|----------------|-------|--------|--|-------|--|--|--|
| イ 形態・外観 | c) 外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、ベランダなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。 | ●屋外階段の意匠の配慮 ○屋外階段が道路などの公共の場所から見える場合には、建築物本体と同系色にする、本体と同系統のルーバーで覆うなどして、全体的に統一感のあるデザインとする。 | □道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。 | | | P. 24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ●屋外設備を目立たせない配慮 ○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。 | □建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。 | | | P. 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ 色彩 | a) 建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。 ■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値） | □建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。 ■外壁の使用可能な色彩の範囲 | | | | P. 26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>使用可能な彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> | 使用する色相 | 使用可能な彩度 | R, YR, Yの場合 | 6以下 | その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合 | 2以下 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>使用可能な彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> | 使用する色相 | 使用可能な彩度 | R, YR, Yの場合 | 6以下 | その他の場合 | 2以下 | | | | | | | | |
| 使用する色相 | 使用可能な彩度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R, YR, Yの場合 | 6以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合 | 2以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用する色相 | 使用可能な彩度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R, YR, Yの場合 | 6以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の場合 | 2以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| b) | 周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。 | ●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 | □建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩や周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 | | | P. 28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。 ■推奨色 | □建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。 ■推奨色 | | | P. 29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="2">5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5 Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table> | 使用する色相 | 明度の推奨範囲 | 彩度の推奨範囲 | Rの場合 | 5～8程度 | 2程度以下 | YR～2.5 Yの場合 | 3程度以下 | その他の場合 | | 2程度以下 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="2">5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5 Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table> | 使用する色相 | 明度の推奨範囲 | 彩度の推奨範囲 | Rの場合 | 5～8程度 | 2程度以下 | YR～2.5 Yの場合 | 3程度以下 | その他の場合 | | 2程度以下 | | | |
| 使用する色相 | 明度の推奨範囲 | 彩度の推奨範囲 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Rの場合 | 5～8程度 | 2程度以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| YR～2.5 Yの場合 | | 3程度以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の場合 | | 2程度以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用する色相 | 明度の推奨範囲 | 彩度の推奨範囲 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Rの場合 | 5～8程度 | 2程度以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| YR～2.5 Yの場合 | | 3程度以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の場合 | | 2程度以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | 景観設計の手引き | 地区別景観づくり計画（深溝地区） | 評価 | 配慮又は工夫の内容 | 適否 | 解説 |
|---|----|---|--|----|-----------|----|-------|
| | | <input type="checkbox"/> 山地・農地・河川 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物等に用いた場合、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあります。そのため、大規模な建築物等では、明度5を下回るような色彩の使用は控えることが望まれます。 | <input type="checkbox"/> 明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないよう配慮する。 | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 大規模工業施設 <input type="checkbox"/> 大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうるおいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い（純白に近い）色彩の使用は避けた方がよいでしょう。 | <input type="checkbox"/> 単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。 | | | | P. 28 |
| | | <input type="checkbox"/> 長大な壁面を持つ建築物 <input type="checkbox"/> 長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。 | <input type="checkbox"/> 長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。 | | | | P. 28 |
| エ | 素材 | a) 周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。 | <input type="checkbox"/> 建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出るもの、並びに劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。 | | | | P. 33 |
| | | <input type="checkbox"/> 劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。 | | | | | |
| | | a) 敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。 | <input type="checkbox"/> 建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。 | | | | P. 34 |
| | | <input type="checkbox"/> 緑化の位置についての配慮 <input type="checkbox"/> 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 | <input type="checkbox"/> 道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、高木と生垣等をバランスよく配置するなど、潤いのある沿道景観を形成する。 | | | | P. 35 |
| オ | 緑化 | b) 大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化にあたり、周辺への景観的影響に配慮すること。 | <input type="checkbox"/> 地区の外周部については、高木を配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。 | | | | P. 38 |
| | | <input type="checkbox"/> 樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 <input type="checkbox"/> 樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるよう、建築物等の規模や配置に配慮する。 <input type="checkbox"/> 樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 | <input type="checkbox"/> 敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。 | | | | P. 39 |

| | 景観設計の手引き | | 地区別景観づくり計画（深溝地区） | 評価 | 配慮又は工夫の内容 | 適否 | 解説 |
|----------|----------|--|--|--|-----------|----|-------|
| カ その他 | a) | 屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。 | ●沿道にうるおいを演出する配慮 ○人通りの多い通り沿いはできる限り駐車場の出入口を設置することを避け、緑化することで、沿道にうるおいを持たせる。 | □駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。 | | | P. 42 |
| | | | | □立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。 | | | P. 42 |
| | b) | 夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。 | ●過剰な光が周辺に散乱しないような配慮 ○過剰な光が周辺に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。 ○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 | □夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 | | | P. 43 |
| | 屋外広告物 | | | □屋外広告物は、三重県屋外広告物条例の禁止地域の制限に準ずるとともに、自己の業務の用に供するものについては、建築物の屋上及び屋根面に設置してはならない。 □自己の業務に供する屋外広告物の壁面広告については、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の10分の1以下とする。 | | | |